

○豊中市インフルエンザワクチン接種料金の被認定者助成に関する要綱
(目的)

第1条 この要綱はインフルエンザワクチンの接種に係る被認定者の負担となる費用の助成を、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号、以下「法」という。）第46条第1項の規定に基づき公害保健福祉事業として本市が実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象となる被認定者)

第2条 被認定者とは、旧公害健康被害補償法施行令（昭和49年政令第295号）別表第1第29号に規定する地域及び疾病に係り、市長から法第4条第4項の認定を受けた者をいう。ただし、豊中市内に住所を有し、生活保護世帯または市民税非課税世帯に属する者については、豊中市インフルエンザ予防接種事業実施要綱を優先して適用する。

(助成の対象となる費用)

第3条 この要綱による助成の対象となる費用は、国が医療機関と契約を結びインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）を接種する事業において、当該接種を受けた被接種者が医療機関に支払った実費負担（以下「ワクチン接種料金」という。）をいう。

(助成金の交付申込)

第4条 この要綱により助成を受けようとする被認定者は、国とワクチン接種業務委託契約を締結した医療機関（以下「受託医療機関」という。）でワクチンの接種を受け、当該医療機関でワクチン接種料金を支払った後、豊中市インフルエンザワクチン接種料金の被認定者助成金交付申込書（様式第1号）に、当該ワクチン接種料金に係る領収書を添付して、市長に助成金の交付を申し込まなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申込があったときはその内容を審査し、助成金の交付を決定した時は豊中市インフルエンザワクチン接種料金の被認定者助成金交付決定通知書（様式第2号）、助成金の不交付を決定した時は豊中市インフルエンザワクチン接種料金の被認定者助成金交付不決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、豊中市インフルエンザワクチン接種料金の被認定者助成金請求書（様式第4号）により、当該年度の末日までに市長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の支払)

第7条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求者に対し、助成金を交付する。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段によりこの要綱によるワクチン接種料金の助成を受けた者があったときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第9条 この要綱によるワクチン接種料金の助成を受ける権利は、譲渡し又は担保に供することができない。

(口頭による申込み)

第10条 市長は、この要綱に規定する申込書を作成することができない特別の事情があると認めたときは、申込者又はその代理人の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で、必要な措置をとることによって、当該申込書の受理に代えることができる。

(委任規定)

第11条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月16日から実施し、同日前に行われたワクチンの接種についても適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

2 この要綱の実施後に、国と医療機関との間に締結されたワクチン接種業務委託契約が終了し、それに代わるものとして、市町村長と医療機関がワクチン接種業務委託契約を締結したときは、第3条中「国が医療機関と契約を結び」を「市町村が医療機関と契約を結び」と、第4条中「国とワクチン接種業務委託契約を締結した医療機関」を「市町村長とワクチン接種業務委託契約を締結した医療機関」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月3日から実施する。